テトラヒドロ－3，5－ジメチル－1，3，5－チアジアジン－2－チオン（別名ダゾメット）	610μg／1
N－（4－*tert*－ブチルベンジル）－4－クロロ－3－エチル－1－メチルピラゾール－5－カルボキサミド（別名テブフェンピラド）	1.8μg／1
5－メチル－1，2，4－トリアゾロ［3，4－*b*］ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール又はヒドロキシイソキサゾール）	2,800μg／1
tert－ブチル＝（*E*）－α－（1，3－ジメチル－5－フェノキシピラゾール－4－イルメチレンアミノオキシ）－*p*－トルアート（別名フェンピロキシメート）	0.32μg／1
2，4－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－4'－ニトロ－*m*－トルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）	29μg／1
3－（2－クロロ－4－メシルベンゾイル）－2－フェニルチオビシクロ［3．2．1］オクター2－エン－4－オン（別名ベンゾビシクロン）	34μg／1
（5*RS*）－5－［（2，6－ジフルオロベンジルオキシ）メチル］－4，5－ジヒドロ－5－メチル－3－（3－メチル－2－チエニル）－1，2－オキサゾール（別名メチオゾリン）	190μg／1

○環境省告示第六十二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年四月七日　　環境大臣　望月　義夫

表（2*RS*，4*RS*：2*RS*，4*SR*）－1－［2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキソラン－2－イルメチル］－1*H*－1，2，4－トリアゾール（別名プロピコナゾール）の項の次に次のように加える。

N－プチル－*N*－エチル－α，α，α－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－*p*－トルイジン（別名ペンフルラリン又はペスロジン）	0.01mg／1

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日　　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡南部町南部字内田五〇一八番三から同町南部字古城山六四九七番二まで	前	最大 九四・三〇メートル 最小 三六・二〇	最大 〇・二三三キロメートル 最小 〇・二三三
		後	最大 一一五・八〇 最小 三六・二〇	〇・二三三
	山梨県南巨摩郡身延町大島字長野五六五九番一地内	前	最大 一四〇・三〇 最小 九四・五〇	〇・〇一八
		後	最大 一四四・五〇 最小 九四・五〇	〇・〇一八
	山梨県南巨摩郡身延町大島字大日向六一四〇番一から同町大島字方坂六三五二番三まで	前	最大 八八・五〇 最小 一四・〇〇	〇・七一六
		後	最大 八八・五〇 最小 一四・〇〇	〇・七一六
	山梨県南巨摩郡身延町角打字柏森二四一四番一から同町角打字ウツギ二六三八番一まで	前	最大 四〇・〇〇 最小 一七・〇〇	〇・〇七七
		後	最大 五一・一〇 最小 一七・〇〇	〇・〇七七
	山梨県南巨摩郡身延町帯金字上之山五三五八番一地内	前	最大 一四・〇〇 最小 一四・〇〇	〇・〇一五
		後	最大 一九・四〇 最小 一四・〇〇	〇・〇一五
	山梨県南巨摩郡身延町下八木沢字駒狩九三〇番一から同町上八木沢字トツタテ九七三番一まで	前	最大 一七九・〇〇 最小 一二・五〇	〇・八九七
		後	最大 一七九・〇〇 最小 一二・五〇	〇・八九七

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月七日　　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第九百九十七号備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道事業沼田川流域下水道

三　事業施行期間　自平成三年四月三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三年建設省告示第九百九十七号、平成六年建設省告示第二十二号、平成七年建設省告示第千四百五十四号、平成九年建設省告示第二千二百二号、平成十二年建設省告示第千三百五十七号、平成十三年中国地方整備局告示第八十九号、平成十八年中国地方整備局告示第十号、平成十九年中国地方整備局告示第七十号、平成二十一年中国地方整備局告示第九十号及び平成二十六年中国地方整備局告示第八十七号の事業地の内、広島県三原市円一町五丁目、明神町、沼田東町両名及び沼田東町本市を削り、三原市円一町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成三年建設省告示第九百九十七号、平成六年建設省告示第二十二号、平成七年建設省告示第千四百五十四号、平成九年建設省告示第二千二百二号、平成十二年建設省告示第千三百五十七号、平成十三年中国地方整備局告示第八十九号、平成十八年中国地方整備局告示第十号、平成十九年中国地方整備局告示第七十号、平成二十一年中国地方整備局告示第九十号及び平成二十六年中国地方整備局告示第八十七号の事業地に広島県三原市円一町一丁目、円一町五丁目及び明神町を加え、広島県三原市沼田東町両名、沼田東町本市及び本郷南六丁目地内において事業地を変更する。